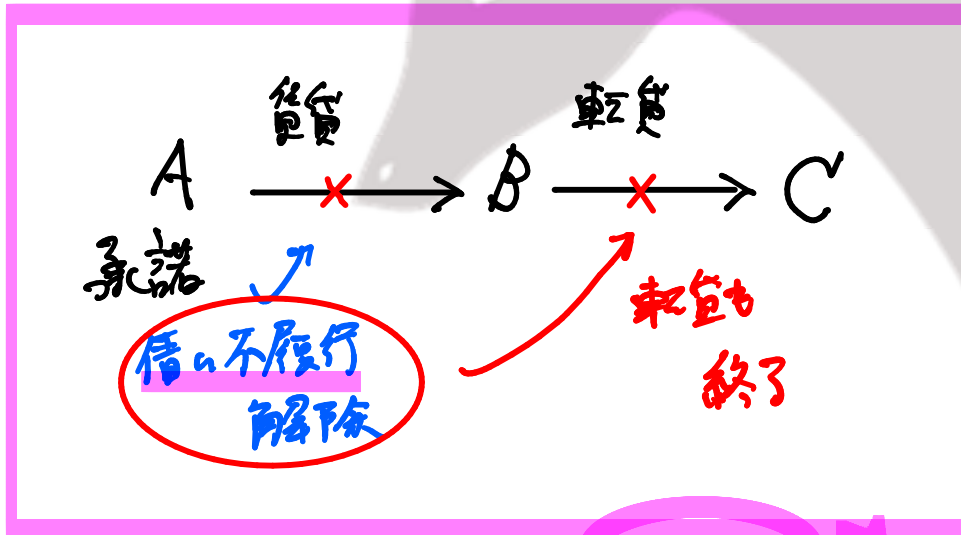


## 転貸借 宅建 H23-07-4 &lt;&lt;#823&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bに対し建物を賃貸し、Bは、その建物をAの承諾を得てCに対し適法に転貸している。

Aは、Bの債務不履行を理由としてBとの賃貸借契約を解除するときは、事前にCに通知等をして、賃料を代払いする機会を与えなければならない。



【答え】 誤り

≪ポイント≫ 転借人に対する催告の要否 宅建【★基礎必須】

賃料の延滞を理由に賃貸借を解除(債務不履行解除)するには、賃貸人は賃借人に催告すれば足り、転借人にその支払の機会を与える必要はない。(最判平 9.2.25)

⇒ 事前に転借人に通知等をして賃料の代払いの機会を与える必要はない